

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（案）の骨子に対する主な意見と考え方

別添3

【第1部 東京都特別支援教育推進計画（第二期）（案）に対する主な意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）策定の背景	2 東京都特別支援教育推進計画における取組状況等	1 知的障害特別支援学校の企業就労率について、受入れ企業の特例子会社等の増加等の社会情勢の変化に触れるべきではないか。	知的障害特別支援学校の企業就労率の上昇には、生徒の能力の向上はもちろんのこと、受入れ企業の理解の推進が必要となります。「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正等により、障害者の就労機会が拡大するなど社会状況が変化中、就業技術科の設置や職能開発科の設置だけにとどまらず、就労支援チームの編制・充実を行い、企業開拓を推進してきました。こうした取組の成果として、企業就労率の向上につながったものと考えています。同法に基づく障害者雇用の促進など、社会状況の変化については、第1部第1章3「障害者や東京都を取り巻く状況の変化」において触れることとしています。	学校関係者
		2 成果について、学校の統廃合、寄宿舎の廃舎など、第一期「推進計画」で進められた他の取組についての検証に触れていない。PDCAに照らし、骨子に記載されたもの以外にも、これまでの取組の成果、問題点、課題を明確にすることを求める。	本計画では、実施計画の個別の施策の冒頭で現状と課題を示し、それに対応した施策を記載する体裁を採用しています。 第1部では主な成果と課題を簡潔に示していますが、御指摘を踏まえ、課題の加筆を行いました。（10ページ） また、第三次実施計画における成果等については、参考資料において「東京都特別支援教育推進計画の主な取組状況」を掲載しました。（194～204ページ）	その他
		3 多様性を尊重する態度の育成や障害のある子供たちとの交流及び共同学習を重視するのであれば、障害のある子供とない子供の学ぶ場を分けずに共に学べる環境整備を行うべきである。	障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するためには、それぞれの障害の程度や状態にあった多様な学びの場を設けることが重要です。 共生社会を実現するためには、障害のない幼児・児童・生徒の障害に対する理解等が重要であることから、副籍制度の充実や、芸術・スポーツを通じた交流を通して、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒が互いに理解し、尊重しあえる教育を推進していきます。	小学生又は中学生の保護者
第2章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の必要性と性格	1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）策定の必要性	4 特別支援教育の充実によりインクルーシブ教育システムを構築していくことは理解できるが、インクルーシブ教育の理解啓発を計画に明記し並行して行い、その上で特別な支援が必要な児童・生徒に対して合理的配慮を行うことが重要と感じている。	本計画では、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会より示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、就学相談機能の充実を図るとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実等の取組を着実に推進することで、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指しています。 なお、第2部第4章では、特別支援教育の理解を促進していくため、各種の施策を明示しています。	小学生又は中学生の保護者
	5 計画の進捗管理（PDCAサイクルの構築）	5 計画発表の段階でも説明会を行っていただき、また随時意見募集もしてもらいたい。	計画決定後、いただいた御意見を踏まえ、骨子公表時からどのような修正を行ったのか、説明をする場を設けたいと考えています。 また、本計画は、定期的に見直すことを前提に策定しており、PDCAサイクルを定期的に機能させることで、教育現場のニーズに即した施策を展開していきます。	学校関係者

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第3章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念と施策の方向性	1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念	6	基本理念の「活躍できる」「貢献できる」という言葉の裏には、「役に立たない」人間はだめだという考え方があるのではないか。一人一人の発達を保障する障害児教育を進めることこそ、基本理念として位置付けられるべきである。	本計画では、障害の軽重に関わらず、全ての障害のある幼児・児童・生徒の教育を充実していくことを念頭に施策を示しています。 基本理念の説明においても、それが明確となるよう文章の修正を行いました。（27ページ）	学校関係者
		7	基本理念は東京都特別支援教育推進計画を引き継ぐもので、「共生社会の実現に向けて」と冒頭に記されたことは高く評価できる。また、「貢献」という言葉が明記されたことで、「参加」するだけでなく、地域の中に深く根ざし、お互いが理解し合い、尊重し合いながらそれぞれが活躍できる社会を目指すことが伝わってくる。	基本理念の実現に向けて、実効性のある施策を適時適切に展開していきます。	学校関係者
	2 四つの施策の方向性	8	「共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実」に「就労や進学など、将来の夢や希望を実現するため」とあるが、障害の比較的重い児童・生徒への記述もあと更に良い。	御指摘を踏まえ、「全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見つけ、将来の夢と希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実」に改めました。（28ページ）	学校関係者
第4章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の目指す将来像と目標	施策の方向性 I 特別支援学校における特別支援教育の充実	9	将来像の「自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて」という表現は、目標の押し付けや誘導につながり、本当にしたいことへの気づきを遅らせてしまう可能性もある表現。現実の多様な障害レベルの生徒に合わせるため、「特別支援学校に在籍する全ての子どもたちが、興味・関心を広げられる機会を与えられ、自尊感情を培い、生き生きとした学校生活を送っている。」に変更してほしい。	御指摘を踏まえ、「特別支援学校に在籍する全ての幼児・児童・生徒が、視野や関心を広げるための教育を受け、自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて、生き生きとした学校生活を送っている。」に改めました。（30ページ）	その他
		10	政策目標として掲げた進学率や企業就労率の向上は、都民への公約となる。特別支援学校と都教育委員会との強力な連携の下、実現のために努力していくことが必要である。	政策目標の達成に向け、全力で取り組んでいきます。	学校関係者
		11	企業就労率55%を目指すことは妥当なのか。就労後に適応障害を起こし、離職せざるを得なくなる者もいる。アセスメントに基づく適切なジョブマッチングを充実させることが先ではないか。	企業就労率55%は、知的障害特別支援学校における就業技術科、職能開発科卒業生が企業就労を実現し、普通科においてもこれまでの職業教育を推進していくことで、実現可能な目標だと認識しています。 また、卒業生が企業に就職して働き続け、自立した生活を送るためには、職場への定着が重要であることから、配置される部署が分かった時点で就職予定企業と連携し、改めて短期間の実習を実施するなど、企業の理解促進と生徒が安心して就労できる人間関係づくりの支援に努めていくことについて、第2部第1章1(2)②ウ「知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実」に、記載を加えることとしました。（55ページ）	その他

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第4章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の目指す将来像と目標	施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実	12	政策目標として掲げた副籍制度の利用率の向上について、既に小・中学校合わせて6割を超える学校もあるため、10年後の目標としては、小学校90%以上、中学校60%以上など高く設定することが、基本理念に合致するのではないか。	各学部の目標値が明確となるよう、小学部では80%以上、中学部では50%以上を目標値として設定することとしました。（31ページ） 副籍制度の利用については、保護者が利用を望まない場合があることや、学年の進行に伴い利用率が低下する傾向にあることなど、利用状況にばらつきがあるのが現状です。こうした状況も勘案して、目標値を設定しています。	学校関係者
		13	政策目標として障害が重い生徒の社会参加と自立を踏まえた内容が具体的に示されることを期待する。	御指摘を踏まえ、新たに「自立活動を主とする教育課程を履修する児童・生徒への指導・支援の充実」を政策目標として設定しました。（31ページ）	学校関係者
	施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	14	個別の教育支援計画の作成率として100%の目標を掲げているが、障害者本人や家族の意向を尊重して作成されるべきであることから、強制であってはならない。	学校生活支援シート（個別の教育支援計画）は、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うためのツールとして重要なツールです。保護者の皆様の御理解をいただくよう引き続き努め、教育・保健・医療・福祉・労働等の様々な関係機関の連携の下、より多くの幼児・児童・生徒が乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある継続的な支援・指導を受けられることを目指しています。	小学生又は中学生の保護者
		15	小学校、中学校における特別支援教室での指導が必要と考えられる生徒のうち、特別支援教室を利用している児童・生徒の割合として100%の目標を掲げているが、利用するかどうかは本人や家族の意向を最大限尊重すべきである。	特別支援教室での指導の開始は保護者の合意の下に行うものです。 特別支援教室に期待される効果は、在籍学級担任と協働した指導等による学力や集団適応能力の伸長、在籍校における理解の促進が図られることなどです。説明会等を通してこうした取組や効果を保護者の皆様に御理解いただくことにより、特別支援教室での指導が必要と考えられるより多くの児童・生徒が指導・支援を受けられることを目指しています。	小学生又は中学生の保護者
施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	16	障害者スポーツや芸術は、自分らしく心身ともに健康に生きることの支えとなるものだが、「有名」や「優秀」になることが目標になってしまうと、競争が過熱し弊害が出る。主たる目的に沿った政策目標にすべきである。	スポーツ・芸術教育の推進は、才能のある児童・生徒の能力を更に伸長するとともに、特別支援学校卒業後も趣味等によって継続することで、生活に潤いや安らぎを与え、生活の質を高めていくことに寄与するものと考えています。 そのためには、スポーツ・芸術活動の場を提供し、より多くの児童・生徒に参加していただくことが重要なことから、「障害者スポーツの振興に向けた特別支援学校の施設設備の充実」や「アートプロジェクト展への児童・生徒の積極的な参加の促進」を政策目標として掲げています。	その他	

【第2部 第一次実施計画（案）に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	① 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実	17 特別支援学校教員が小学校、中学校及び高校の教科指導と同等の指導技術や授業力を身に付けることは重要で、保護者も強く望んでいる。「地域連絡交流校」の指定は、特別支援学校への理解も進むものであり、是非推進してもらいたい。	本計画に基づく取組の推進により、「地域連絡交流校」の指定を着実に進めていきます。	学校関係者
			18 次期学習指導要領等に対応した準ずる教育課程の編成・実施のため、特別支援学校に対して説明会や資料配布、モデル事業等の実施など、適切で効果的な教育課程の在り方を示す調査・研究等の実施をお願いしたい。	各特別支援学校で次期学習指導要領等に対応した教育課程の編成・実施を適切に行うことができるよう、都教育委員会として必要な対応を行っていきます。	学校関係者	
			19 肢体不自由特別支援学校では、準ずる教育課程の充実のみならず、在籍する全ての児童・生徒、特に大半を占める障害の重い子供の教育活動の充実を図ってほしい。	比較的重度の知的障害のある肢体不自由特別支援学校の児童・生徒も対象として、言語活動において、形や色、大きさなど、言葉や数・量の概念の獲得の基礎となる学習の充実を図ることとともに、自立活動、道徳、日常生活の指導、遊びの指導等の在り方についての検討を進め、毎年度、障害の程度等に応じた教育課程の編成方針を見直し、教育課程の充実を図っていくことについて、記載を加えることとしました。（46ページ、48ページ）	学校関係者	
			⑥ 知的障害教育における教育課程の充実	20 知的障害教育・自閉症教育について、小・中学部では充実してきていると実感しているが、その取組が高等部に引き継がれていない実態がある。一般就労につながらない中重度の生徒がなごりにされないよう、小・中学部の取組を継続すること、高等部教員の意識改革の取組を明示されたい。	知的障害特別支援学校では、小学部から高等部までの全ての学部において、教員が、心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の専門家からの指導・助言を受けられる体制を整え、小学部から高等部までの一貫した教育の充実を図っています。今後とも、これらの専門家を積極的に活用し、児童・生徒に対する効果的で一貫性のある指導・支援につなげていくこととしています。また、特別支援学校教諭免許状の取得促進といった取組を進め、特別支援教育への意識が高く、必要な資質と能力を持った教員を育成することで、専門性の向上を図ることとしています。	その他
⑦ 知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実	21	学習環境の整備だけでなく、自閉症の児童・生徒に何を教育すべきかについて研究・開発を推進してほしい。	東京都特別支援教育推進計画に基づき、知的障害特別支援学校における自閉症教育の児童・生徒の教育課程の研究・開発を行い、自閉症の教育課程の中心となる「社会性の学習」を創設しました。こうした成果に基づき、今後とも、医療関係者をはじめとした専門家の知見を活用するなどして、各特別支援学校における指導内容の充実を図ることとしています。	その他		

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	⑧知的障害や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発	22	最重度の知的障害があっても、適切な指導を継続することでできることを増やすことが可能。将来を見通して特別支援教育が行われることを願ってやまない。	国における学習指導要領改訂に向けた検討過程では、小学部、中学部及び高等部の各学部や各段階の内容のつながりを整理し、学部間や段階間で系統性のある内容を設定する必要性が指摘されています。 こうしたことから、学習指導要領改訂を踏まえ、毎年度、障害の程度等に応じた教育課程の編成方針を見直し、各学校の指導・支援の充実に努めることについて、記載を加えることとしました。（48ページ） こうした取組を通して、最重度の知的障害のある児童・生徒に対しても、共生社会の実現に向け、可能な限り地域で日常生活や社会生活を営めるよう、その将来を見据えた適切な教育に取り組んでいきます。	その他
		(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	①キャリア教育の充実	23	知的障害教育における一貫したキャリア教育の充実について、キャリア教育＝企業就労と捉えられる。必ずしも企業就労に至らない子供たち、中重度の子供たちにも対人関係能力、ソーシャルスキルを身に付ける教育は必要と考える。	知的障害特別支援学校高等部普通科では、教育課程の類型化などにより障害が中度から重度の生徒への指導内容・方法の充実を図っています。 今後、就業技術科、職能開発科との連携による重層的な職業教育の展開や、障害の程度に応じてキャリアガイダンスを普通科においても選択できるようにするなど、更なる充実を図ることとしています。	その他
	I-2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	②知的障害特別支援学校の適正な規模と配置	24	肢体不自由特別支援学校において、知的障害を併せ有する児童・生徒に対しても、教育課程の改善・充実、キャリア教育の充実の施策をお願いする。	知的障害を併せ有する児童・生徒の自立活動、道徳、日常生活の指導、遊びの指導等の在り方についての検討を進め、毎年度、障害の程度等に応じた教育課程の編成方針を見直し、教育課程の充実を図っていくことについて、記載を加えることとしました。（48ページ） また、小学部から日常生活において手伝いや係活動等の役割を果たす取組の充実や、地域活動への参加、企業等と連携した学習、障害の程度が重度の児童・生徒が社会とのつながりをもち、多様な生活の選択肢を得るための現場実習の充実等に努めていくことについて、記載を加えることとしました。（53ページ）	特別支援学校の児童・生徒の保護者
				25	通常の学級において一つの普通教室を間仕切りして使用している教室、特別教室等から転用した普通教室の解消については、確実かつ早急に実行してもらいたい。	都教育委員会は、これまでも特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきましたが、今なお特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されています。 今後は、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。 こうした適正規模・適正配置計画を着実に実施することにより、通常の学級において一つの普通教室を間仕切りして使用している教室を解消します。また、特別教室等から転用した普通教室についても解消します。	学校関係者

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	②知的障害特別支援学校の適正な規模と配置	26	戸山地区学園特別支援学校（仮称）に肢体不自由教育部門高等部のみ設置されることについて、進路指導等における積上げが効かないことが懸念される。中学部も設置して継続性を担保したり、全都から準ずる教育課程の生徒を集めて大学進学や企業就労を目指す教育を展開したり、特色ある構想を打ち出す方法もあるのではないかと。	戸山地区学園特別支援学校（仮称）肢体不自由教育部門は、高等部単独の設置であることから、特色ある学校づくりを検討していくことを記載することとしました。（66ページ）	学校関係者
				27	高等部の通学区域については、単に区ごとや町ごとに線引きするのではなく、生徒が自ら公共の交通機関を使って、ラッシュ時も安全に無理なく通学できるかどうかを考慮してほしい。	知的障害特別支援学校の新設・増改築等に応じた通学区域の調整に当たっては、通学利便性や安全性等を含め総合的に考慮した調整を行うことを記載しました。（64ページ）	特別支援学校の児童・生徒の保護者
				28	可変性の高い教室等の整備と活用については、課題とされていた間仕切り教室を公認するようにも取れる。また、この有効活用という言葉をもって、政策目標にある知的障害特別支援学校の教室数を確保したとみなされることへの心配がある。	可変性の高い教室の有効活用は、一時的に幼児・児童・生徒の増減等が生じた場合等における暫定的な利用を想定しています。可変性の高い教室の活用を教室不足の恒久的な解消策とする考えはありません。	その他
				29	知的障害以外の特別支援学校についても教室不足があるのであれば、その解消を目指すことが必要である。	第1部第2章5(2)特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の将来推計の見直しに記載のとおり、各実施計画の策定に合わせて特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の将来推計の見直しを行い、推計値が大きく増加又は減少する場合には、必要に応じて、施設整備計画等を見直し、必要な施設を計画的に整備することとしています。	学校関係者
				30	増改築等を予定している特別支援学校において、グラウンドに仮設校舎が建設され、工事が終了するまでの期間、児童・生徒の運動不足が懸念される。仮設校舎期間中の十分な運動やOTの場所の確保が必須だと考える。	増改築等を予定している特別支援学校の施設整備に当たっては、児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、必要な配慮を行います。	特別支援学校の児童・生徒の保護者

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	③肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置	31	肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校の開設に当たっては、児童・生徒の教育活動の質が下がらないよう準備と改善を進めてほしい。	光明学園については、病弱教育の機能移転・拡充に伴い、適切な教育環境を確保するため、老朽化した校舎を建て替え、新たな校舎等必要な施設・設備の整備を行うこととしています。	未記入
				32	病院内に設置されている分教室の中には小・中学部しかないところもある。この場合、高校生は病院内訪問教育を利用することとなるが、単位が足りない。高等部も設置してほしい。	第2部第1章1(1)⑩に、病院内訪問教育の更なる充実を図るための具体的な取組として、「病弱教育支援員を児童・生徒の入院する病院へ派遣」し、「指導時数を週5日・1回2時間まで充実」することを記載しました。（50ページ） また、第2部第2章2(2)④イのとおり、編入学の在り方については、今後、検討組織を立ち上げて、生徒が在籍している学校における単位の認定等の様々な課題について、多面的に検討していきます。	高校生
				33	病弱教育部門の設置を進めることはありがたい。高等部では、都立、私立を問わず、単位の振替などがスムーズにできるようになれば、退院後の前籍校復帰もしやすくなる。ICT機器の導入で、こうした教育提供の機会が増えることにつながればと願っている。	第2部第2章2(2)④イのとおり、国私立高校や他道府県の公立高校に在籍する生徒についてもその教育機会を保障するため、編入学の在り方について検討していきます。 また、第2部第1章1(1)⑩に、病院内訪問教育の更なる充実を図るための具体的な取組として、「病弱教育支援員とICT機器を活用」し、「指導時数を週5日・1回2時間まで充実」することを記載しました。（50ページ）	小学生又は中学生の保護者
		その他	④施設整備計画	34	施設整備計画については、第三次実施計画からかなりずれこんでいる部分がある。進路を考える際の重要な項目であることを踏まえ、整備計画の規模、手法、スケジュールや整備後の通学区域などについて、速やかに児童・生徒やその保護者に対して周知することを明示されたい。	都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画では、第三次実施計画に基づく整備も含め、各学校の開校等予定年度・年次計画等を記載することとしました。（69～70ページ） 各学校の保護者等に対しては、個別の説明会の開催等により、きめ細かに対応していきます。	その他
				35	児童・生徒の増加にもかかわらず学校数が増えないことにより、大規模校が増加している。200名以下の学校が地域にあることが望ましい。	都教育委員会は、これまでも特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきましたが、今後は、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていくこととしています。 なお、いわゆる大規模校とされる学校の中には、例えば永福学園のように高い企業就労率を実現している学校もあり、大規模であることだけをもって教育上の問題があるとは考えていません。	学校関係者
				36	複数の障害教育部門の併置については、教員配置上の問題がある。専門性を交互に活用するだけの余裕もないため、安易に進めるべきではない。	併置校では、複数の障害教育部門の専門性を相互に活用して、障害が重複する児童・生徒に対する教育内容、方法の充実を図ることができるほか、併置化を進める中で、学部の改編や通学区域の調整をあわせて行い、児童・生徒の増加が著しい知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進めることができると考えています。	学校関係者

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	④病弱教育部門の再編等による病院内教育の充実	37	今回の計画において、病院内教育＝準ずる教育課程、在宅訪問教育＝自立活動を主とする教育課程、のように見える。病弱児は入院中の子供たちとは限らない。どの場所に所属しているかではなく、それぞれの児童・生徒に合った指導・支援が行えるようにしてほしい。	病弱児への教育に当たっても、他の障害種別と同様に、個に応じた指導・支援を充実していくことが必要と考えます。このため、第2部第1章1(1)①イのとおり、病院内教育における自立活動の在り方の研究にも、今後取り組むこととしています。また、ICT機器には、多様な学習教材を活用可能であること等の特性があることを踏まえ、第2部第3章2(1)④のとおり、病院内訪問教育において、必要なICT機器を配備し児童・生徒の学習を支援するとともに、⑤のとおり、病院内教育におけるICT機器の活用状況を見定めながら、在宅訪問教育の充実に向けた検討を進めていくこととしています。 あわせて、第2部第1章2(1)③イ(ア)のとおり、病弱教育部門の設置により、病弱教育を担う教員を育成するための基盤となる一定規模の職場を形成し、専門性を有する教員を計画的に配置・育成していくこととしています。	学校関係者
				38	編入学の在り方検討が記載されたことは大変喜ばしく思う。早急な検討と改善をお願いしたい。	今後、検討組織を立ち上げて、在籍者数に基づく教員の確保や、病院内教育を実施した際の指導と評価の方法、生徒が在籍している学校における単位の認定等、様々な課題について、多面的に検討していきます。	学校関係者
	(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	②専門家を活用した自立活動の充実	39	外部専門家の導入で教員が削減されたが、重い障害のある子供たちを1人の担任で見られるわけがない。外部専門家より、毎日子供に接してくれる教員の加配をお願いしたい。	教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適性配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下「標準法」という。）に基づく都の教職員定数の配置基準により算定しています。 自立活動では、個々の生徒の障害の状態や発達段階等に応じた指導を実施することが重要であり、その際に、医師をはじめとした専門家の知見を活用することが有効です。 今後は、各特別支援学校において、児童・生徒の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施するため、専門家との連携を適切に行う技量を備えた専門性の高い教員を多数育成することで、専門家の積極的な活用を進めていくこととしています。	特別支援学校の児童・生徒の保護者	

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	③教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立	40	現在、肢体不自由特別支援学校には、介護職員が導入されているが、非常勤であるため、年度途中で退職者が発生し、補充も間に合っていない。残された教職員は疲弊しており、標準法に基づいた教員配置をしてほしい。	学校介護職員については、標準法に定めがなく、教職員定数を取り巻く状況が厳しい中で、常勤職員として配置することは困難な状況です。 また、学校介護職員の導入については、新たな指導体制を構築するに当たり、教員の役割を見直し、それを踏まえた必要な人員を措置するものであり、適正な体制と考えています。導入した学校からは、教員が学習指導に集中して取り組めるようになったなどの声も上がっています。 今後は、全ての肢体不自由特別支援学校において、教員と学校介護職員の協働による指導体制を確立していくことが必要であり、それを実現するためには、学校介護職員を含めた様々な分野の専門家との連携を適切に行う技量を備えた専門性の高い教員を多数育成していくことが求められると考えています。 なお、年度途中で退職者が発生した場合においては、速やかに欠員補充のための採用選考を実施するとともに、欠員が補充されるまでは臨時職員を活用するなど、教職員の負担が増加しないよう、努めています。	学校関係者
				41	学校介護職員の研修が十分でなく、専門性の向上や教員との連携が図りにくい。学校介護職員の採用条件を教員等の免許、ヘルパー資格を有する者等とし、最低限の専門性を保つようにしてほしい。	学校介護職員については、介護職としての勤務経験や特別支援学校教諭免許状の保有など、一定の経験又は能力を有することを条件としており、専門性の確保の観点から、厳正なる選考を実施した上で、採用することとしています。また、学校介護職員に対しては、配置前に事前研修として、学校介護職員の役割や教員との連携等について、研修を実施しているほか、配置後は長期休業期間等を活用し、実践的な校内研修等を実施するよう学校に対して働きかけています。 学校介護職員を積極的に活用して適切な指導体制を構築するためには、学校介護職員を含めた様々な分野の専門家との連携を適切に行う技量を備えた専門性の高い教員を多数育成していくことが求められると考えています。	学校関係者

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者		
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	その他	42	重い障害や重複した障害のある子供たちの教育には、重度・重複学級の増設は欠かせない。子供の障害の実態に合わせて重度・重複学級を増設することが重要である。	都教育委員会では、校長から申請のあった児童・生徒について、社会性の発達や日常生活の自立の程度などを総合的に判断して、重度重複学級への措置が適当であると認定した児童・生徒について、必要な学級数を編制しています。	学校関係者	
			43	一般の高校生は、高校卒業後進学してから社会に出ていくことが多い。特別支援学校の生徒は、一般の生徒よりもゆっくりと成長する子供たちであることから、高等部の3年間で無理に成果を出すのではなく、専攻科を設けて、それぞれの成長に合った学びの場を設けてほしい。	都教育委員会では、障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、小学部から高等部までの間において、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行っています。 専攻科は、高等部の3年間において必要な課程を修了した生徒が、資格を取得したり高度な専門教育を受けるために設置するものであり、御指摘のような高等部における教育を補完するためのものではありません。 こうしたことから、現時点において、知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校に専攻科を設置する計画はありませんが、今後も、生徒の多様な進路選択を実現するため、高等部3年間において、自立と社会参加に必要な力を伸長できるよう、キャリア教育の充実等に取り組んでいきます。	学校関係者	
	I-3 質の高い教育を支える教育環境の整備	(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	①新たな施設整備標準による施設整備	44	「新たな施設設備標準による施設整備」が示されているが、特別支援学校の教育環境が通常の学校より劣ることがあってはならない。施設整備について、効率や柔軟性の下、こうした状況が固定化しないことを求める。	都教育委員会では、知的障害特別支援学校について、学校の新設や増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図っていくなど、今後とも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を推進するとともに、施設整備に当たっては、可動式間仕切り等により幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室の整備を進めていくこととしています。	学校関係者
			④老朽校舎の改築・大規模改修	45	都内の特別支援学校は1970年代に開校したところが多く、現在では築50年を迎えようとしている。こうした老朽化した校舎は現在のニーズに合っていないので、現在のニーズに合った形で速やかに改築してほしい。	老朽校舎の改築・大規模改修については、建築年数や劣化状況及び特別支援学校における施設上の課題等を考慮した計画的な維持更新を実施するとともに、多様な児童・生徒に対する様々な教育の実施に向け、学校の特色や機能を十分に発揮できる施設整備に取り組んでいくこととしています。また、洋式トイレや多機能トイレの計画的な整備及び改築等の際のトイレ用水の確保やマンホールトイレの設置など災害時の対策を推進することについて、記載を加えることとしました。（83ページ）	学校関係者

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-3 質の高い教育を支える教育環境の整備	(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	①児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）	46	乗車時間の短縮化については一定の改善がなされてきたと思う。しかし、医療的ケアが必要な子供の通学保障については今後検討してほしい。保護者が運転免許又は車を持たない場合は、本人に通える体力があっても訪問教育にならざるをえない状況にある。保護者の集団学習の願いは強く、何らかの方策を検討してほしい。	一般に、スクールバス車内での医療的ケアは、予期しない揺れや急停車等により衛生的かつ安全な環境の確保が困難であるため、これまで実施していません。なお、スクールバス乗車中の医療的ケアが必要ないことを、主治医や学校医の意見により確認された場合には、乗車を認めています。	学校関係者
			47	スクールバスの平均乗車時間は60分以内とあるが、それ以上の時間乗車している子供たちがまだいるので、更に乗車時間を短縮すべきである。また、安全に留意し、楽しく学校に行けるように、添乗員等の教育を徹底すべきである。	バスの小型化とコース設定の工夫など、効果的に乗車時間を短縮する方策を検討し、平成32年度には、肢体不自由特別支援学校の全ての児童・生徒の乗車時間を60分以内とすることについて、記載を加えることとしました。（83ページ、87ページ） また、都教育委員会では、乗務員・運転手を対象とした障害理解、対応に関する研修指導を行っています。	特別支援学校の児童・生徒の保護者	
			48	高等部生のスクールバス利用が制限されており、現状として一人通学が困難な生徒でも基準によって、一律・機械的にスクールバス利用が認められないケースが多数出ている。必要に応じて高等部生のスクールバス利用が認められるよう、計画の見直しを求める。	高等部の生徒については、卒業後の自立と社会参加の観点から、一人通学を原則としています。ただし、重度・重複学級に在籍する生徒等で一人通学が困難な場合については、一人通学が可能になるまで乗車できることとしています。具体的には、生徒の障害の状態等により送迎に当たって保護者の負担が大きい場合や、家庭の状況から一時的に保護者等による送迎ができない場合など、生徒の実情に応じて、スクールバスの利用を認めています。	学校関係者	
		②医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の充実	49	医療的ケアの充実のためには、常勤看護師の増員、非常勤看護師の確保、教員の研修の充実等、具体的な施策が要されると思う。また、肢体不自由特別支援学校以外での医療的ケアの実施についても積極的に実施することを望む。	医療技術の進歩等に伴って、医療的ケアを必要とする児童・生徒の置かれている状況も変わってきていることから、引き続き「医療的ケア運営協議会」を活用し、医療的ケアに関する様々な課題について継続的に検討し、充実を図っていくこととします。 また、肢体不自由以外の特別支援学校においても、肢体不自由特別支援学校と同程度の医療的ケアを実施できる体制を整備することについて、記載を加えることとしました。（84ページ）	学校関係者	
		50	呼吸器を使用する児童・生徒が通学する場合は保護者の付き添いが必須であり、保護者の負担がかなり大きい。常勤、非常勤看護師を更に増員し、医療的ケアが必要な児童・生徒の支援を充実してほしい。	現状において、都教育委員会が定めた範囲を超える医療的ケアについては、保護者の方の御協力が必要となっています。医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全確保のため、引き続き御理解と御協力をお願いします。	学校関係者		

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	I-3 質の高い教育を支える教育環境の整備	(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	③副籍制度の充実による交流活動の推進	51	<p>高等部では副籍制度が無いと、地域との日常的な関わりや交流活動が途絶えてしまう。高等部においても、継続して地域と関わり合いが持てる仕組み（例えば、区市町村の役所・役場で高等部生徒の作業品販売を行う仕組みなど）の確立を望む。</p>	<p>特別支援学校においては、副籍制度を通じた交流にとどまらず、芸術やスポーツ等を通じた取組等、様々な機会を活用して、地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流を進め、児童・生徒の交流活動を活発化していくこととしているほか、東京都学校経営支援センターを中心として都内3地域で実施している特別支援教育理解啓発フェアでは、特別支援学校と都立高校等とのコラボレーションによるダンスの舞台発表等が行われています。</p> <p>また、聴覚障害特別支援学校や知的障害特別支援学校では、生徒が授業で製造したお菓子や製品等の販売を行っており、こうした取組を通して、地域との交流を図っています。</p> <p>今後もこれらの取組を通して、特別支援学校と地域との交流の充実に努めていきます。</p>	特別支援学校の児童・生徒の保護者
				52	<p>副籍制度の充実には、受入れ校の施設や保護者同伴といった課題があるが、受入れ校の体制や障害への理解といったソフト面の課題が大きい。区市町村と連携して、通常の学級における障害への理解や授業内容の研究を進めることを施策に盛り込んでほしい。</p>	<p>副籍制度の推進に当たっては、区市町村が果たす役割が一層重要になると考えています。</p> <p>こうしたことから、区市町村における就学相談時に、副籍制度に関する保護者の意向を聞き取り、地域指定校を決定することとするなど、区市町村と連携した取組を進めています。</p> <p>交流開始前に、地域指定校となる小学校、中学校の児童・生徒が、交流する特別支援学校の児童・生徒についての理解を深めることは、交流活動を双方にとって充実したものにするために重要なことから、今後は、地域指定校において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が、交流する児童・生徒の紹介や障害への理解などを内容とした効果的な理解推進授業を実施し、通常の学級の児童・生徒及び教員の障害への理解促進に努めていくことについて、記載を加えました。（85ページ）</p>	特別支援学校の児童・生徒の保護者
				53	<p>副籍制度の利用率の向上には、直接交流の実施率向上が最も重要であるが、保護者の付き添いが無いと実施できないため、実施率が伸び悩んでいる状況があり、抜本的な改善の検討、制度化を具体的に進めてほしい。</p>	<p>都教育委員会においては、副籍制度の推進・充実を図るため、平成27年度入学生から副籍制度の手続きを改め、原則として、特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつこととしています。</p> <p>今後は、地域指定校となる小学校、中学校と特別支援学校の連携を更に推進・充実し、新入生の保護者への理解を促進するとともに、理解推進授業の実施を通じた通常の児童・生徒及び教員の障害への理解を深めていきます。また、全ての小学校、中学校で取り組んでいるオリンピック・パラリンピック教育を活用した交流活動の充実を図ることについて記載を加えました。（86ページ）</p> <p>こうした取組により、副籍制度の利用率の向上を図っていきます。</p>	学校関係者

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 おける特別支援教育の充実	I-3 質の高い教育を支える教育環境の整備	(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	④寄宿舎の適正な規模と配置	54	寄宿舎は、単に通学困難の解消だけが目的ではない。食育や生活教育の場として、寄宿舎の意義は大いにある。そこで、寄宿舎の生活教育の効果に鑑み、各障害や地域ごとに寄宿舎を設置してほしい。	寄宿舎は、通学困難な児童・生徒に寄宿舎を提供し、就学を保障することを目的として設置しており、その利用については、一定の家庭事情を含めた通学困難による入舎に限定しています。特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小、スクールバスの整備等による通学時間の短縮により、通学困難を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことを背景として、平成29年度には5舎に再編することとしています。 なお、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立などの自立や社会参加に向けた教育は、重要な指導内容の一つであると認識しており、各特別支援学校において、生活訓練室などを活用して、日常生活に必要な一人での着替え、洗面や歯磨き等の身の回りのことなどを自分で行う力を向上させる指導を行っています。	学校関係者
			⑤学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	55	教育課程は児童・生徒の実態に合わせて作成されるべきものである。教育課程には柔軟性を持たせてほしい。	小学校、中学校の特別支援学級から知的障害特別支援学級高等部への進学を見据えた12年間の一貫した教育課程については、御指摘の点も踏まえ、区市町村教育委員会と連携して、研究・開発に取り組んでいくこととしています。	学校関係者
				56	学校生活支援シートをただ作るだけでなく、より実効性のあるものを作る仕組みづくりを望む。作成を現場任せにせず、医師、教員、保護者、心理の専門家などが協議し作成できるようコーディネートしてほしい。	都教育委員会は特別支援学校を中心とするエリア・ネットワークの構築を進め、学校生活支援シート及び個別指導計画を活用し、教育、保健、医療、福祉、労働等が連携した一貫性のある支援を提供してまいりました。今後とも、こうした取組を継続することで、児童・生徒を支援していきます。	学校関係者
第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	II-1 小学校、中学校における特別支援教育の充実	(1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	⑥特別支援学校のセンター的機能を生かした地域支援	57	学校生活支援シートや個別指導計画は、本人や家族の意向に基づいて作成されるべきであり、その意向を伴わずに作成すべきでない。本文に、本人や家族の意向に基づく作成を明記すべきである。	「児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握するためには、日常生活場面の様子を把握している保護者の意見を聴くことが大切であることから、保護者の積極的な参画を促し、より主体的に関わるようにするとともに、その意見を十分に踏まえて作成する必要がある」旨、記載を加えることとしました。（95～96ページ）	小学生又は中学生の保護者
				58	特別支援学校の教員と特別支援学級の教員は互いに学び合えるはずであり、特別支援学級の教員だけが指導の対象ではない。また、特別支援学校と特別支援学級では、教育環境等の諸条件が異なる。それぞれの学校、学級の課題に合った研修が区市町村で行われるよう支援をしてもらいたい。	区市町村教育委員会が定めた方針に沿って計画的・継続的な授業実践への支援を行うことや、学校間連携を強化して、特別支援学校と特別支援学級で共通する指導上の課題等について効果的な指導内容・方法を共有し、相互に学び合う関係を構築することなど、特別支援学校のセンター的機能の一層の活用により、特別支援学級担当教員の専門性向上に努めることとしています。	学校関係者

区分				番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 小学校、 中学校及び 都立高校等 における特別 支援教育の 充実	II-1 小学校、 中学校における 特別支援教育の 充実	(2) 小学校、中 学校における発 達障害教育の推 進	①発達障害の児 童・生徒への指 導内容の充実	59	ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業実践には、通常の学校、特別支援学級、特別支援学校の連携が益々重要である。特別支援学校がセンター校として地域の学校と連携するため、手引書や事例集など都の統一した基準や特別支援教育コーディネーター等への研修実施が必要である。	ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのための事例集を平成28年度中に取りまとめ、区市町村教育委員会を通して、小学校、中学校への普及を図るなど、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導及び学級づくりの促進に取り組むこととしています。	学校関係者
			②発達障害教育の環境整備と 支援体制の充実	60	特別支援教室について、人材と環境の充実を図ってほしい。人材の面では、新規採用の教員では在籍教員にアドバイスを行うことが難しいこと、環境の面では、特別支援教室が狭く、しきりが無い、教材やPCが無いなどの不便があり、改善を願う。	新たに特別支援教室等の担当となる教員に対して異動前の講習会を実施し、専門性の向上を図るとともに、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回により、各校の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実を図っています。 また、教室環境の整備は、各校の実情に応じて各区市町村が判断して行うものです。都教育委員会としては、特別支援教室の円滑な導入に向けて、区市町村に対し、教室環境の整備のための経費補助を行っています。	学校関係者
				61	特別支援教室の設置について、小集団指導では社会性の育成を主な課題とした指導が行えていない、他校からの通級なら行けると言っていた児童が通級できなくなっているなどの課題がある。現況を十分に把握し、対応した上で施策を進めること。現状では中学校への導入は大きな無理があると考え。	コミュニケーションや社会性など、対人関係に係る指導においては、必ずしも小集団を活用した指導が必要とは言えず、個別指導の場面でも効果的な指導が実施可能です。また、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童は、他校の特別支援教室で指導を受けることが可能です。 中学校については、モデル事業における検討を踏まえた上で、導入を行っていきます。	学校関係者
	62	教室が他校にあることで、移動により、気持ちの切り替えや精神的な安定を得ている部分がある。また、複数の学校から同じような困難を抱える児童が集まることで、子供同士、親同士の交流や知識交換の場となっている。現在の通級制度を残せるよう、再考をお願いしたい。	特別支援教室は、巡回指導教員が各校を巡回して児童を指導することにより、通級指導学級で行ってきた特別な指導を在籍校で受けられるようにするためのものです。児童は基本的に在籍校で指導を受けることとなりますが、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童は、他校の特別支援教室で指導を受けることも可能です。	小学生又は 中学生の保 護者			
	II-2 都立高校 等における特別 支援教育の充実	(2) 都立高校 等における発達 障害教育の推進	②発達障害教育の環境整備と 支援体制の充実	63	高校において民間のノウハウを活用したソーシャルスキルトレーニングを導入するのはとても効果的と考える。	本計画に基づき、ソーシャルスキルの学習等、都立高校等における教育課程外での特別な指導・支援を着実に進めていきます。	学校関係者

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	Ⅲ-1 変化する社会において自立して生きるための力の育成	(1) 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進 ②宿泊防災訓練の充実	64	防災教育は特別支援教育に限らず全ての都民が取り組むべきもので、当たり前のことである。地域防災に必要な地域住民の連帯意識が作られていない現状では、地域における防災意識の理解啓発に取り組むのが先ではないか。	都教育委員会では、平成29年度から、東京消防庁、幼児・児童・生徒の家族、地域住民等と連携し、全都立特別支援学校において、宿泊防災訓練を実施することとしています。こうした取組が御指摘の地域住民の連帯意識の形成にもつながるものと考えています。	その他
	Ⅲ-2 ICT機器を活用した教育活動の展開	(1) ICT機器を積極的に活用した教育の充実 ④病弱教育におけるICT機器の活用	65	病室でタブレット端末やPCの使用を許可してもらっても、Wi-Fiの使用が認められていない場合がある。東京都から各病院への働きかけを期待する。インターネットにつながる環境整備をお願いしたい。	基本的には各病院の規則を遵守すべきと考えますが、都教育委員会としても、特別支援学校とともに、Wi-Fiの使用について、協力を要請していきます。	学校関係者
			66	在宅訪問生には自立活動を主とする教育課程、知的代替の教育課程、準ずる教育課程と様々な教育課程の児童・生徒がいる。こういった様々な教育課程に対応するためにも、アプリケーションの充実だけでなく、インターネットを使える環境を整えてもらいたい。	在宅訪問教育においては、対象となる児童・生徒の障害の状態、教育課程、指導内容等が一人一人異なっている状況にあり、こうした違いを踏まえながらICT機器の更なる活用の可能性について検討が必要であることから、こうした諸課題や病院内教育におけるICT機器の活用状況を見定めながら、その充実に向けた検討を進めていくこととしています。	学校関係者
	Ⅲ-3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術活動等の推進	(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進 ①特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業	67	政策目標として障害者スポーツの全国大会に出場し、入賞した生徒・チーム数を掲げているが、地域のスポーツクラブに所属するなどのバックアップ体制がないと、入賞はなかなか難しい。地域のスポーツクラブに所属するための費用面での支援をお願いしたい。	パラリンピアン等のアスリートをスポーツ教育推進校に派遣し、児童・生徒に対し実技指導を行うことで、児童・生徒の競技力を向上させるほか、選手の育成に有益な公式試合や練習試合にかかる移動費用を支援し、対外試合等の実施を促進することとしています。 スポーツ教育推進校として、現在20校を指定していますが、平成29年度は30校、平成30年度には全校を指定して、取組を更に充実していくこととしております。	学校関係者
68			オリンピック・パラリンピック教育の推進に関する記述に、障害が重い児童・生徒への視点が含まれていない。重度の児童・生徒が、今の姿を本人も社会も受け止め、共に生きていくという視点で、オリンピック・パラリンピックに関われるよう、東京都が環境設定するべきである。	都教育委員会が平成28年1月に策定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針では、育成すべき人間像の一つとして、「多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間」を掲げています。 御指摘いただいた「共生」の視点も踏まえ、オリンピック・パラリンピック教育を推進していきたいと考えています。具体的には、特別支援学校において、高齢者施設を訪問し、障害者スポーツ等を取り入れたレクリエーションの運営など、他者に対して行う貢献活動を実施したり、障害者スポーツの観戦や体験、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と小学生・中学生・高校生との交流等の活動を行う「スマイルプロジェクト」を実施するなどして、「共生社会」の実現に向けて、障害の比較的重い児童・生徒を含め、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を深めるための取組等を実施していきます。	学校関係者	

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第4章 特別支援教育を支える体制の整備・充実	IV-1 専門性の高い教員の確保・育成	(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置 ⑤異校種間人事交流の促進	69	異校種間人事交流を若い教員が経験することは悪いことではないが、ベテラン教員は、専門性が高い校種で力を発揮すべき。	教員の配置に当たっては、異校種間人事交流を含め、今後とも、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行ってまいります。	その他
	IV-2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上 ①「チーム学校」の整備	70	「チーム学校」運営のためには、中堅で活躍できる人材が不可欠。副校長の事務処理等を強力にサポートする仕組みや、主幹教諭・指導教諭等の配置基準を見直すなど、幹部職員や中堅職員が活躍できる環境整備と人材配置を切に願います。	特別支援学校における「チーム学校」の整備に向けては、「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」の最終報告を踏まえ、副校長の事務処理等をサポートする仕組みなど、御指摘いただいた点を含め、具体的な検討を進めていくこととしています。	学校関係者
		(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実 ①就学相談の機能充実	71	特別支援学校のセンター的機能の発揮が活発化する中、校内の児童・生徒の支援も複雑化・困難化してきている。その解決には、家庭や福祉機関等と直接調整できるスクールソーシャルワーカーの配置が必須である。	都教育委員会では、特別支援学校を中心とするエリア・ネットワークの構築を進め、学校生活支援シート及び個別指導計画を活用し、教育、保健、医療、福祉、労働等が連携した一貫性のある支援を提供してきたほか、平成28年度からは、全ての都立学校を対象として、スクールソーシャルワーカーの役割等を担うユースソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣し、関係機関と連携して生徒への必要な支援を行っています。 今後とも、これらの取組を通して、児童・生徒の支援に努めてまいります。	学校関係者
			72	インクルーシブ教育システム構築の土台は、子供にとって最適な就学先の選択にある。本人や保護者が最も適した学校を選択できるよう、抜本的な改善を図ってほしい。あわせて、就学相談担当者のマニュアル作成や説明会を実施すること。	就学相談の機能充実については、改善策として、専門家チームを新たに設置することについて、記載を加えることとしました。また、これまで「就学相談の手引」の発行や就学相談担当者講習会の開催等を行ってきたところですが、今後ともこれらの取組を充実していきます。（166～167ページ） なお、就学後においても、児童・生徒の障害の状態等の変化を踏まえ、最も本人の能力を伸長することができるよう、教育相談の充実に努めてまいります。	学校関係者

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
全体に対する意見等	73	骨子は、漢字を多用した膨大な量の文章で構成されており、障害当事者や子供の中にはその内容を理解するのが難しい人達が多数いると思う。また、忙しい一般都民でも理解は難しい。配慮を求める。	骨子では、主に文章の記載による事業の説明でしたが、計画本文では、フォントの拡大やレイアウトの工夫、挿絵や図表の挿入等により、施策への理解が深まるよう工夫を行うこととしました。（全体） また、本計画策定後も都民向けの説明会を行うなどし、本計画に対する理解が深まるよう配慮をしていくとともに、計画冊子には音声コードを付記し、視覚障害者のアクセシビリティを確保することとしました。（全体）	その他
	74	全体を通して、客観的根拠が十分示されないまま論が進められおり、各施策案を導くまでの根拠が十分でない。全体を通して十分な客観的根拠を示すことを求める。	参考資料で、施策の基礎となるデータを示すこととしました。（181～206ページ） また、本計画策定後も都民向けの説明会を行うことなどを通し、本計画に記載されている施策の根拠について、説明を行っていきます。	学校関係者
	75	将来、タックスパイヤーとなる可能性の有無に関わらず、どんなに障害の重い児童・生徒に対しても、必要な教育の保障をすること。	本計画では、障害の軽重に関わらず、全ての障害のある児童・生徒の教育を充実していくことを念頭に施策を示しています。基本理念の説明においても、それが明確となるよう文章の修正を行いました。（27ページ）	特別支援学校の児童・生徒の保護者